

平成26年度 特別区職員(Ⅰ類)採用試験

第1次試験
5月4日(日)
申込方法・期間など
別表1のとおり

採用区分・採用予定数など
別表2のとおり

Ⅲ類採用試験・経験者採用試験(選考)・身体障害者対象の採用選考の予定なども別表2・3にて、併せてお知らせします。

別表1 申込方法・期間など

申込方法	期間	申込先
インターネット申込み	4月1日(火)午前10時~10日(木)【受信有効】	特別区人事委員会ホームページ
郵送	4月1日(火)~8日(火)【消印有効】	特別区人事委員会事務局任用課

別表2 採用区分・採用予定数など

区分	試験区分	採用予定数	区分	試験区分	採用予定数
Ⅰ類	事務	830名程度	経験者(2級職)	事務	76名程度
	土木造園(土木)	54名程度		土木造園(土木)	8名程度
	土木造園(造園)	17名程度		建築	11名程度
	建築	49名程度	経験者(主任主事Ⅰ)	事務	26名程度
	機械	27名程度		土木造園(土木)	8名程度
	電気	31名程度		建築	8名程度
	福祉	45名程度		事務	2名程度
	衛生監視(衛生)	25名程度	経験者(主任主事Ⅱ)	土木造園(土木)	2名程度
	衛生監視(化学)	5名程度			
	保健師	50名程度			
Ⅲ類	事務	132名程度			

試験案内・申込書配布場所
区役所1階まごころステーション・3階職員課、日本橋・月島特別出張所、築地・日本橋・月島社会教育会館、中央区保健所、日本橋・月島保健センター

「土木造園(土木)」「建築」については、現在の試験「一般方式」(平成26年5月4日第1次試験実施)に加え、「土木・建築新方式」を9月に実施します。民間企業志望者や試験対策に十分な時間が取れない人でも受験しやすい試験です。第1次試験では教養試験・論文を課さず、知的能力検査・専門試験を行います。また、受験資格は「一般方式」と同様です。試験方式などの詳細は、特別区人事委員会ホームページをご覧ください。なお、「土木・建築新方式」と「一般方式」は併願できません。

※問合せ先
特別区人事委員会事務局任用課採用係
☎(5210)9787
ホームページ
http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm

「災害に強いまちづくり」「老朽施設の更新」「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う都市整備」など、さまざまな行政需要に対応するため、技術系職種ニーズはますます高まっています。そこで、これまで以上に多様な人材に特別区で活躍してもらうため、Ⅰ類の「土木造園(土木)」「建築」に

別表3 Ⅲ類採用試験・経験者採用試験(選考)・身体障害者を対象とする採用選考

区分	告示日	インターネット申込受付期間	郵送申込受付期間	第一次試験(選考)日
Ⅲ類	6月11日(水)	6月11日(水)~8月8日(金)	6月11日(水)~8月6日(水)	9月14日(日)
経験者	6月11日(水)	6月11日(水)~8月8日(金)	6月11日(水)~8月6日(水)	9月7日(日)
身体障害者を対象とする採用選考(事務)	7月25日(金)	7月25日(金)~9月3日(水)	7月25日(金)~9月1日(月)	9月28日(日)

※受験資格などの詳細については、各告示日に発表する採用案内をご覧ください。

被災地支援に行かれる方へ

社会福祉協議会では、被災地でのボランティア活動に従事するにあたり、ボランティア保険に加入する場合は保険料の全額助成を来年度も引き続き実施します。

ボランティア保険とは、ボランティア活動中の事故によりボランティア自身が被った

けがや、賠償責任に対して補償するものです。

対象
被災地でのボランティア活動を行う区内在住・在勤者

申込方法
社会福祉協議会窓口に必要な書類を持参して申込み。

必要書類

後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月にお送りします

平成26年度の後期高齢者医療保険料は、前年の所得が確定した後の7月に算定し通知します。

口座振替や納付書で納めていただく普通徴収の場合、お支払いは、7月から翌年3月までの9期割となります。

また、年金からの天引きとなる特別徴収の場合、4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金受給月に、徴収します。

特別徴収に該当する方には、4月、6月、8月のお支払いは仮徴収といい、暫定的に前年度の保険料額をもとに計算した額を天引きします。7月に確定する26年度の保険料額から、4月、6月、8月に仮徴収した合計額を差し引いた残りを10月、12月、2月に本徴収として天引きします。

◎後期高齢者医療保険料は前年の所得をもとに算定するため、所得の申告をすることで保険料が軽減される場合があります。

※問合せ先
保険年金課資格係
☎(3546)5362

後期高齢者医療保険料の納入通知書は6月にお送りします

平成26年度の国民健康保険料は、前年の所得が確定する6月に算定し通知します。

口座振替や納付書で納めていただく普通徴収の場合、お支払いは、6月から翌年3月までの10期割となります。

また、年金からの天引きとなる特別徴収の場合、4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金受給月に、徴収します。特別徴収に該当する世帯には、3月中に仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付しています。

4月、6月、8月のお支払いは仮徴収といい、暫定的に前年度の保険料額をもとに計算した額を天引きします。6月に確定する26年度の保険料額から、4月、6月、8月に仮徴収した合計額を差し引いた残りを10月、12月、2月に本徴収として天引きします。

◎国民健康保険料は前年の所得をもとに算定するため、所得の申告をすることで保険料が軽減される場合があります。

※問合せ先
保険年金課資格係
☎(3546)5362

ごみ・資源のふれあい収集のお知らせ

ごみや資源を自分で集積所に出せない高齢者などに対して、職員が玄関先まで訪問して収集する「ふれあい収集」を実施しています。その際、ご要望に応じて声かけなどの安否確認も行います。

利用できる方
ごみや資源を集積所(粗大ごみは屋外)に運び出すこと

が困難で、身近な人の協力を得ることができない65歳以上の高齢者や障害者などの世帯

◎粗大ごみは「事前申込み」により室内から運び出し、収集を行います。

※問合せ先
中央清掃事務所作業係
☎(3562)1521

介護保険要介護(要支援)認定を受けている方へ

消費税率8%への引き上げに伴い、次のとおり介護保険区分支給限度基準額が変更となります。平成26年4月1日以降、被保険者証に記載されている基準額は、改定後の単

位数と読み替えますので、修正せずにご使用頂けます。

※問合せ先
介護保険課介護給付係
☎(3546)5377

居宅介護サービス費及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(単位数)

介護度	改定前	改定後
要支援1	4,970単位	5,003単位
要支援2	10,400単位	10,473単位
要介護1	16,580単位	16,692単位
要介護2	19,480単位	19,616単位
要介護3	26,750単位	26,931単位
要介護4	30,600単位	30,806単位
要介護5	35,830単位	36,065単位

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費等区分支給限度基準額(単位数)

介護度	改定前	改定後
要支援1	4,970単位	5,003単位
要支援2	10,400単位	10,473単位
要介護1	17,024単位	17,146単位
要介護2	19,091単位	19,213単位
要介護3	21,280単位	21,432単位
要介護4	23,347単位	23,499単位
要介護5	25,475単位	25,658単位